令和6年度「年末の交通事故防止県民運動」実施要綱

第1目的

この運動は、交通量の増加に伴う道路の渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒の機会が増えるなど、様々な要因が重なり合って交通事故が発生しやすくなる年末の時期において、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

第2期間

令和6年12月1日(日)から令和6年12月31日(火)までの31日間

第3 主唱

山梨県交通安全対策本部 · 山梨県交通対策推進協議会

第4 主催機関・団体、協賛機関・団体等

別記1のとおり

第5 交通安全スローガン

1 メインスローガン 「守るのは マナーと家族と 君の明日」

2 サブスローガン

あおっちょし! 命とルール 守ろうよ 交差点 未来を分ける 分岐点 山なしけん うみなしけん じこなしけん 自転車も 車の一種 注意して 歩行者も いつもこころに 免許証

第6 重点目標

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 早めのライト点灯と反射材用品着用の推進

第7 重点目標に関する主な推進事項

1 飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶気運を醸成するため、次の項目を推進する。

- (1) 市町村及び関係機関・団体が連携した「山梨県飲酒運転根絶運動」「飲酒運転 しない・させない山梨キャンペーン」をはじめとした各種キャンペーンや広報啓 発活動の実施
- (2) 飲酒運転四ない運動 (「運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転を許さない」) の徹底

- (3) 飲酒運転に対する運転免許停止処分並びに運転免許取消処分及びそれに伴う欠格期間等、行政処分についての周知徹底
- (4) 飲酒運転取締りの強化
- (5) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- (6) 業務において自動車を使用する者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の徹底

2 高齢運転者の交通事故防止

高齢者に対する交通安全意識の高揚及び車両運転者に対する高齢者への保護意識の醸成を図るなど、高齢者の関わる交通事故を防止するため、次の事項を推進する。

- (1) 高齢運転者の交通事故防止
 - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、 疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え)が運転に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
 - イ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー(略称:サポカー)の普及啓発
 - ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転 相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主 返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (2) 運転者の交通ルール遵守の徹底等
 - ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の 気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
 - イ 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守によ る歩行者の保護の徹底

3 早めのライト点灯と反射材用品着用の推進

日没期間の急激な早まりにより、視認性が低下することなどの要因から、夕暮れ時や夜間を中心に交通事故が増加する傾向にあることから、次の事項を推進する。

- (1) 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組
 - ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴(日の入り後1時間における横断中の死亡事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の推進
 - イ 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯を促す取組の推進
 - ウ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の 推進
 - エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転 時の注意喚起を促す取組
- (2) 早朝時、雨天・曇天などの悪天候時やトンネル内における自動車のヘッドライト(前照灯)の点灯

第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、第6及び第7に掲げる運動の重点目標及び推進事項の趣旨が幼児から高齢者まで広く県民各層に浸透して交通事故防止が図られるよう、次の事項に従い効果的に運動を展開するものとする。

- 1 主催機関・団体は、相互に連携を密にし、それぞれの組織の特性に応じた地域住民が参加しやすい実施計画を定め、創意工夫を凝らした取組を行うものとし、その具体的実施を管下の機関・団体に徹底させる。
 - また、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、地域ミニコミ紙等、各種広報媒体を活用し、広報啓発活動を活発に展開するとともに、マス・メディア等に対し、積極的に情報提供を行い、交通安全意識の高揚に努める。
- 2 市町村は、主催及び協賛の機関・団体をはじめ他の関係機関・団体等との連携を 密にして、地域の実情に即した県民の提案や発意を活かした具体的な実施計画を策 定し、これに基づいた主体的活動を推進するとともに早期に推進体制を確立する。 また、市町村広報誌、広報車、地域CATV、防災無線等を活用し、地域住民に対す る広報啓発活動を展開し、交通安全意識の高揚に努める。
- 3 協賛機関・団体は、主催機関・団体をはじめ他の関係機関・団体等との連携を密にして、本運動の趣旨等について組織の末端まで浸透を図るとともに、それぞれの組織の特性に応じた交通安全活動を積極的に実施し、地域と一体となった県民総ぐるみの運動を展開する。